

プレスリリース カテゴリー：[報告]

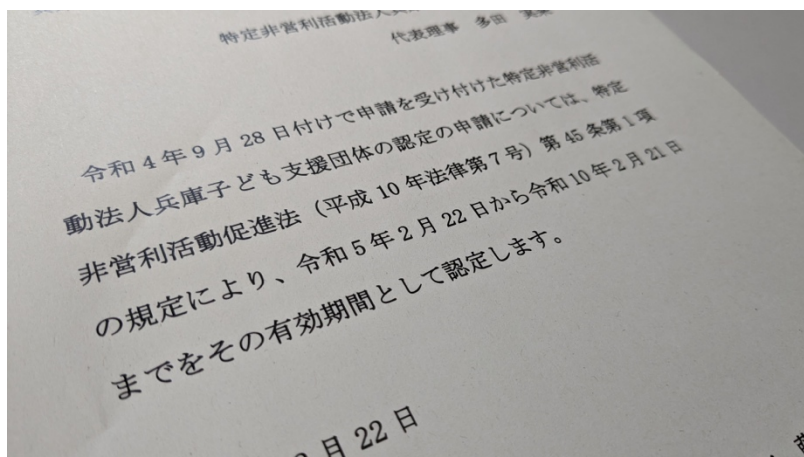
2023 年 2 月 配信

報道関係者各位

## 東播磨地域初の認定 NPO 法人として認定されました！

### ～グッドガバナンス認証の取得とともに適正な組織運営を推進～

特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体（所在地：兵庫県明石市、代表理事：多田実乗、以下「当法人」という）は、2023 年 2 月 22 日、所轄庁である兵庫県より「認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）」としての認定を受けました。東播磨地域に主たる事務所を置く NPO 法人が認定 NPO 法人に認定されたのは、当法人が初めてです。兵庫県内にある認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人は 52 法人です。



また、2023 年 1 月 27 日付で「グッドガバナンス認証団体」として（公財）日本非営利組織評価センターより認証いただきました。兵庫県内で同認証を取得している団体・法人は 3 法人です。



## 認定 NPO 法人の認定にあたって

特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体 代表理事 多田実乗

2013 年 11 月の設立以降、当法人は学習支援や居場所づくり、啓発活動など子どもやその家庭を支援する様々な活動に取り組んでいます。この度、これらの活動や法人運営等について、書類及び現地にて調査していただき、認定 NPO 法人として認定されたことを大変嬉しく思います。特例認定 NPO 法人から認定 NPO 法人へと無事に移行することができたのも、私たちの活動を日頃より支援していただいている皆さまのおかげであります。本当に感謝申し上げます。

また、認定 NPO 法人の認定に先立ち、(公財)日本非営利組織評価センターが実施する「グッドガバナンス認証制度」におきましても、グッドガバナンス認証団体として認証していただきました。こちらは、評価基準 27 項目を満たしているかを書類及び面談において調査していただき、評価基準を全て満たしていると認めていただきました。

引き続き、認定 NPO 法人として、より多くの子どもたちやその家庭へ支援を届けられるように各活動に取り組むとともに、適正な組織運営に努めて参りますので、今後ともご支援いただければ幸いです。

### ▼兵庫子ども支援団体の活動を毎月支援する

<https://campaign.hpcso.com/>

## 認定 NPO 法人について

認定特定非営利活動法人制度(認定 NPO 法人制度)は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。設立後 5 年以内の NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、要件からパブリック・サポート・テスト(PST)を免除し一定の基準に適合した場合は、税制上の優遇措置が認められる「特例認定」を 1 回に限り受けることができます。

## 寄附に関する税制上の優遇措置について

認定 NPO 法人に認定されたことにより、以下の税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは内閣府 NPO ホームページをご参照ください。

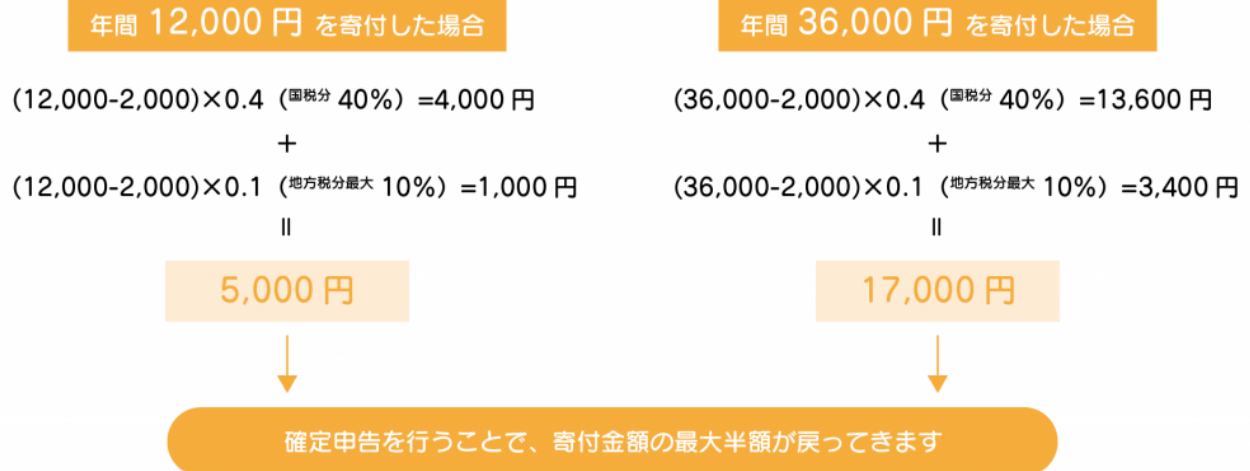
<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu>

### (1) 個人が寄附した場合

所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

### 寄付金控除のご案内

税額控除方式で寄付金から控除される金額



#### (2) 法人が寄附した場合

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、法人は、その範囲内で損金算入が認められます。

|     | 資本金等がある法人<br>例) 資本金 1,000 万円 所得金額 500 万円                                                                                                                                                                                                                                  | 資本金がない法人<br>例) 所得金額 500 万円                                                                                      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般枠 | <b>計算式</b><br>$\left( \text{期末の資本金の額} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$ $\left( 1,000 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{1000} + 500 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4} = 3.75 \text{ 万円}$     | <b>計算式</b><br>$\text{所得金額} \times \frac{1.25}{100}$ $500 \text{ 万円} \times \frac{1.25}{100} = 6.25 \text{ 万円}$  |
| 特別枠 | <b>計算式</b><br>$\left( \text{期末の資本金の額} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$ $\left( 1,000 \text{ 万円} \times \frac{3.75}{1000} + 500 \text{ 万円} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = 17.5 \text{ 万円}$ | <b>計算式</b><br>$\text{所得金額} \times \frac{6.25}{100}$ $500 \text{ 万円} \times \frac{6.25}{100} = 31.25 \text{ 万円}$ |
| 合計  | 21.25 万円                                                                                                                                                                                                                                                                  | 37.5 万円                                                                                                         |

#### (3) 個人が現物資産寄附をした場合のみなし譲渡所得税の非課税措置

NPO 法人に対し、個人が現物資産（土地、建物、株式など）を寄附した場合、一定の要件を満たすとみなし譲渡所得税（資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対する課税）が非課税となります。

#### （４）相続人等が相続財産権等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定 NPO 法人にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価額は相続税の課税対象から除かれます。

#### グッドガバナンス認証について

市民参加の度合い、環境への配慮、財務・会計、社会への情報発信など組織運営に関わる 27 の評価基準を書面と訪問で審査。さらに外部の有識者から成るグッドガバナンス認証審査委員会の審議を経て認証する。企業や行政などが非営利組織と連携するときの一つの信頼性の指標として、一定水準以上の組織運営能力が認証されます。



#### 特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体について

「子どもが笑って過ごせる地域の形成」を目指して、2013 年 11 月に高校生有志によって設立。2017 年 1 月に NPO 法人として兵庫県より認証。2023 年 2 月に認定 NPO 法人として兵庫県より認定を受ける。これまでに、学習支援や子どもの居場所づくり、体験・経験活動、オレンジリボン運動など子どもやその家庭に関わる活動を多岐に渡って展開。若い人たちの積極的な活動が評価され「第 10 回よみうり子育て応援団大賞 奨励賞」を 2016 年に、「あしたのまち・くらしづくり活動賞 振興奨励賞」を 2017 年に受賞。

名称：認定特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

代表理事：多田実乗

所在地：兵庫県明石市別所町 8 番 11 号

設立：2013 年 11 月 29 日（法人認証日：2017 年 1 月 18 日、認定日：2023 年 2 月 22 日）

事業内容：学習支援事業、子どもの健全育成事業、情報発信事業、児童虐待防止支援事業 等

特例認定特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体：<https://hpcso.com>

マンスリーサポーター募集ページ：<https://campaign.hpcso.com>

< 本件に関するお問い合わせ先 >

認定 NPO 法人兵庫子ども支援団体 事務局

Tel：050-5586-5448（17:00～22:00） Mail：office-hcso@hpcso.com

（電話が不通の場合は留守番電話にご用件をご登録ください。折り返させていただきます。）